

# 室 報



西域の香り漂うカシュガルのバザール

## ◀目次▶

人権教育に基盤を置いた シティズンシップ教育 ……………	2	ドメスティック・バイオレンスを知ろう ～パートナーとの対等な関係を築くために～ ……	10
2012年度 人権問題研究室 合宿研究会 ……	4	新研究員紹介 ……………	12
シルクロードの今—中国新疆の 観光産業発展の動態……………	6	人権問題研究室研究学習会 ……………	13
「お先にどうぞ…」への違和感 ……………	8	(2012年4月～2013年1月) 関西大学高槻市民人権講座	

# 人権教育に基盤を置いたシティズンシップ教育

若槻 健

シティズンシップ教育は、「個人化」やグローバル化が進行するなかで、個人と国家（をはじめとする社会）との関係の再構築が模索されるなか、1990年代に入り世界的に関心が高まったといわれている。シティズンシップ教育と一言と言っても、その意味するところは多様である。その言説や実践は、①若者のモラルの低下や社会への無関心を危惧する言説 ②「社会的に排除される若者」という言説 ③「参加」を強調するタイプの言説 ④家庭科教育の立場からの主張 ⑤人権教育の立場に整理することができる。

以下では、⑤の人権教育に基盤を置いたシティズンシップ教育実践の検討を通して、「わたし(たち)」からはじまるシティズンシップ教育の意義を示したい。

K小学校は、大坂北部の公立小学校である。長く同和教育推進校として実践を積み重ね、今日も人権教育を基盤に教育活動を構成している。ここでいう人権教育とは、以下の4つの側面から成ると捉えられている。すなわち 1) 人権としての教育(education as human rights)、2) 人権についての教育(education about human rights)、3) 人権が大切にされた教育(education in or through human rights)、4) 人権をめざす教育(education for human rights)である。人権としての教育は、学習権としての教育を意味し、基礎学力の保障がめざされている。人権についての教育は、学習内容であり、具体的な人権課題について学ぶことである。人権が大切にされた教育は、一人ひとりの意見が聞かれ、尊重されるといったように、一人ひとりが大切な存在として認められる教室・学校文化を意味している。そして最後の人権をめざす教育は、上の3つの側面を統べるものとしてあり、「人権が保障される社会を実現していくために、自分の力を信じていく子どもたちを育てること」を意味している。単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、子どもたちの学ぶ権利が保障され、日常の学校生活で子どもたちの人権

が大切にされ、人権の尊重された社会づくりをめざしているわけである。

K小では、この教育目標を実現するために、「人権総合学習」、「基礎学力保障」、「人間関係づくり」の3つの領域を設定している。人権教育を縦軸、この3領域を横軸として教育活動が編成されている。そのカリキュラムは、子どもの発達に応じて組まれるが、K小の人権総合学習は次のように意味付けがなされている。

K小学校では、人権総合学習を、低学年のうちに周りの人たちとのつながりを楽しみ、自己効力感を高める「人権基礎総合学習」から、中学年で自分たちの得意を活かしつつ、相手を意識した活動を展開する「パフォーマンス系総合学習」と地域をフィールドにさまざまな人たち、もの、歴史などに出会うことを楽しみ、受け取った思いや活動を通しての学びを発信していく「地域系総合学習」、さらにそれを基盤としながら高学年で、自分を出発点としながらよりよい社会づくりに主体的に参加していく子どもをめざす「人権起業家教育」へと6年間の子どもの育ちの積み上げを大切にしています。…(略)…「本物」との出会いにより心動かされる経験を重ねる、人権総合学習はそのような学びの場です。そのなかでさまざまな人権課題との出会いは欠かせないものであると考えています。また、子どもたちがすべての人が暮らしやすいまちづくりに向け活動されている地域の人たちと出会い、その生き方や思いにふれたときに、自分の中に取り込んで考え、今の自分にはどんなことが生かせるだろう、何ができるだろうということを考え、行動していく力を育てていくことは、人権教育のめざす「自分を出発点によりよい社会づくりに参加していく子どもを育てる」ことにつながります。(2008年度公開研資料より)

低学年では、クラスの仲間や教師、保護者・地域住民とのつながりから自己肯定感を養う。これをK小では「あたためあう関係」と呼び重

要視している。あたたためあう関係は、互いの「思い」を受け止め認め合うといった「情」的な面と自分とは異なる視点や考え方、感じ方を提示してくれるという「知」に関わる側面がある。お互いが自分の生活や「思い」を話したり・聞いたり、書いたものに対して「コメントカード」のやりとりをしたりする。子ども一人の経験からは生まれてこない考え方や感じ方を友だちや大人のコメントは提供してくれる。子どもたちは複数の目を自らの中に住ませることができ、人や社会を見る力を広げているといえるだろう。伝えあい、あたたためあう関係のなかで、子どもたちは自分の経験を深めてくれる他者(友達、教師、地域住民…)と出会う。子どもが学ぶということとは、それまでの子どもの経験からは生まれてこない新しい経験を積み上げることであり、そしてその新しい経験は、自分の外からやってくる。子どもたちは他者の目を通して自己を見出す。自己は半ば他者によって形作られるのである。

そしてそのあたたためあう関係を基盤に持ちながら中学年では、地域に学び、その学びを地域に発ししていく。高学年ではさらに、今の自分たちにできることを考えて、よりよい社会づくりにむけた行動を起こしていくのである。

またK小の指導案には、さまざまな困難や課題を抱えた複数の子どもたちの様子や、その授業でその子にこだわる点が詳細に書き込まれている。彼らが授業の中でどれだけ輝けるか、それが授業の質を測る基準となっている。地域のよさを発見し、それをキャッチフレーズにして発信する「Kっ子ライター」の取り組みの出発点は、「オレのウリは暴言と暴力しかない！」4月当初に言い放った子どもの一言だった。学年集団は、「1年生の時から人間関係づくりに力を入れてきた学年だったが、まだまだ自分に自信が持てず、居場所がないと感じている子がいた。一人ひとりがすてきなものを持っていることをみんなで共有できたら、という思いがきっかけとなってキャッチフレーズづくりに取り組むことになった。キャッチフレーズは短いことばのなかに自分の思いを込め、言葉を選んで表現されている。子どもたちが思いを込めるということを常に意識して活動に取り組めると考えた」(同指導案より)。気になる子どもへのこだわりが、K小の授業づくりの根幹にはある。

K小の取り組みの特長を3点指摘したい。まず、私的な問題を公共の議論につなごうとする点である。社会の問題は自分たちと関係のないところから来るのではなく、出会った大人やクラスメイトの「思い」にその源泉がある。K小では、地域に何かを発信したり、地域貢献をする活動に至る前に、地域をよりよくするために真剣に取り組んできた人、社会のなかで差別を受けながらも強く生きてきた人、様々な悩みを抱えながら学校に通うクラスメイト等々具体的な「思い」を持った人に出会っている。さらにここで出会うのは、「マイノリティ」と呼ばれる人であったり、彼らとつながり社会活動を行っている人々であることも多い。それは、社会の周辺にいる人々の声を私的領域から公的領域での議論に開くことでもある。このことが社会参加を教師に「やらされている活動」ではなく「自分たちの活動」にする要であり、時に私的な思いやりネットワークとしてのボランティア活動を超越、社会のあり方自体を問い直し、新たな価値を生み出す契機にもなる。

第2に、「選ばない」つながりを育んでいる点である。役に立つ意見を言うからクラスメイトとつながるのではなく、つながることが先にある。むしろ理解しがたい(意味のない)コメントに出会ったとき、「○○ちゃんはこういうつもりでこう言ったんじゃないかな」と相手の立場から肯定的に言葉を理解しようとする。一見わかりにくい他者の「思い」によりそう力が育まれている。流行のソーシャル・スキル・トレーニングで他者とつながる力を育むのではなく、むしろそうしたソーシャル・スキルに欠けたクラスメイトを理解しようと寄り添うことである。

第3に、あたたためあう関係で自尊感情を高め「なかま」とつながることで(さらには基礎学力の保障で)、社会の荒波をたくましく生き抜いていく力を育てようとしている点である。

K小では、他者と「思い」を重ね、そこから紡ぎだされた自分たちの「思い」を(地域)社会づくりに反映していく知的にも情的にもつながった「なかま」がめざす市民像としてある。親密圏や中間集団をつくることで社会から自分たちを守り(〈適応〉)、そして〈変革〉を求めていく子どもたちの育成がK小の、人権教育を基盤に置いたシティズンシップ教育の特長であろう。(文学部准教授)

## 2012年度 人権問題研究室 合宿研究会

熊谷 明泰

2012年7月28日(土)から29日(日)にかけて、彦根荘において人種・民族問題研究班主催の合宿研究会が行われた。研究会では、黒澤直道氏(国学院大学准教授)の講演「中国のナシ族—ナシ語教育とトンバ文化伝承の現状について—」、および、山田勅之委嘱研究員の講演「観光の場で表象されるナシ族政権の歴史—麗江古城を事例に—」に引き続き、活発な討論が行われた。

黒澤氏の講演では、ナシ族の言語、文化、風土、宗教、漢族やモソ族やリス族との民族関係、現代中国の少数民族問題、観光開発など広範な領域にわたり、明快かつ凝縮された内容の報告がなされた。以下、主にナシ語文化に焦点を絞って講演内容を紹介する。

ナシ族は雲南省麗江市を中心に、約30万人が分布している。麗江旧市街は世界文化遺産として、ナシ族のトンバ文字は世界記録遺産として、また、三江併流(金沙江・瀾滄江・怒江)は世界自然遺産として登録されるなど、ナシ族居住地域は観光資源に恵まれている。「生きている唯一の」象形文字とされるトンバ文字は、一つの文字が音節や単語や文節や文、あるいは一段落の話の内容を表し、また、鐘の図柄は、儀礼の最中に鐘を鳴らすよう指示した記号であるなど、幅広い象徴的記号体系を為している。したがって、民族文字としての広範な伝達機能を果たすものではなく、宗教儀礼を進める祭司自身が書いたものしか読めないような性格を帯びている。神話、民謡、民話、口頭伝承などが書かれたトンバ文字は、その内容をもとから暗唱していない限り、その意味内容を復元することはできず、かつて村に1人や2人ぐらいの祭司しか読み解ける人がいなかった。

文化大革命で多くの文献が消失したが、その後復元作業が進んだのも、こうした特性によるところが大きい。なお、日本で一般に用いられる「トンバ」という呼称は、ナシ語の発音トン

バ(Domba)が漢字転写された「東巴」[tonpa]を中国漢字音読みしたものである。ナシの漢語表記は「納西」である。

1990年代以後、麗江が世界遺産に登録されてから観光資源としてトンバ教が注目され、トンバ文化が強調されるようになった。しかし、トンバ教は生きた生活文化としては維持されておらず、観光収入を得る手段として着目されるようになったといえる。

ナシ語は言語類型上、SOV構造をなす言語で、家庭内や知人同士の会話で用いられるが、書き言葉は未だ十分には確立していない。1957年8月にラテン文字でナシ語を表記する「納西文字方案(草案)」が制定されたが、大躍進運動が始まった1958年からその試行が中止された。文化大革命後の1981年、雲南省民族事務委員会で「納西文字方案(草案)」の修訂案が批准され、麗江で試行が再開された。まず、初級中学卒業以上の学歴を持つナシ族を対象に文字教育が行われた。その後、夜学においてラテン文字によるナシ語の識字教育が行われた。1985年9月から、麗江の中心部から離れた辺鄙な地域の小学校低学年の生徒を対象として、識字運動としてナシ語が漢語とのバイリンガル教育の形で始められた。しかし、漢語とのバイリンガル地域では漢語で識字教育をやればよく、ナシ語の識字教育は不必要だとする考え方が強いため、遅々として進まなかった。今日、ナシ族の大多数が漢語とのバイリンガルで、ナシ語のモノリンガルは



山田 勅之氏(左)、黒澤 直道氏(右)

辺鄙な地域の老女の間にもみられるだけとなっている。

トンバ文化伝承教育の高まりとともに、ナシ語話者が消失していくことへの危機感が現れはじめる。このため、ナシ語識字教育の次元ではなく、トンバ教育の一部としてナシ語母語化をすすめるために、2001年度から一部の小学校で週2コマの「母語課」が正規のカリキュラムに導入された。ナシ語の出版物は80年代以後、小学校用教科書、ナシ族新民謡、トンバ教典、農業科学技術の解説書、江沢民の「三つの代表」のナシ語訳など、30種類程度しか刊行されていない。ナシ語の新聞「麗江報」（ナシ語版とリス語版がある）は1982年10月から試みに内部発行され、1985年から2003年まで82号が発行されたが、タブロイド判4ページのものだった。

2003年から、テレビでは土曜日に10分間のナシ語によるニュース放送が流されているだけである。漢語からの言語干渉を受けないナシ語で放送するために、辺鄙な地方出身のアナウンサーが担当しているが、一般のナシ族は聞いても理解できないことがよくあるという。日曜日には50分間の「東巴文化講座」が放送されている。ラジオでは、2011年から数分間のひとくちナシ語会話「一緒にナシ語を学びましょう」がニュースのあと、一日数回放送されている。子供たちがナシ語を話さなくなったため、ここでは簡単な単語の発音や「ごはんを食べましたか」といった日常会話や挨拶言葉を紹介している。

「童謡と一緒に成長する」という、ラテン文字による字幕を付したナシ語童謡集のDVDが作成され、小学校の授業で使われている。トンバ文化のように観光客を呼び込めるものは行政が支援するが、こうした地道な活動には理解が足りないと、このDVD製作に尽力した人は嘆いている。2005年頃からナシ語によるポップミュージックを収めたDVDが好評を博し、字幕はナシ語の音を漢字で転写したものと、ナシ語の中国語訳が併記されているが、ラテン文字によるナシ語表記は採用されていない。

瓦屋根を持つ三合院などの住居様式、食生活、さまざまな風俗習慣も漢族文化から多くの影響を受けている。特に明代になって土司が認められ、ナシ族社会の上層部を為した木氏<sup>ぼくし</sup>を中心に

漢族文化の受け入れがすすんだ。清代の改土帰流によって土司が廃止され、中央から派遣された役人による統治が始まると、王朝中央の人から見て「野蛮」なナシ族文化を改良し、漢族文化がナシ族の一般民衆の中にも浸透していった。こうして、例えば毛皮の衣服がなくなり、木綿の服装に変わった。また、旧来の火葬文化は土葬に変わっていった。その後、今日また火葬にかわり、火葬場をしつらえて現代的な火葬をおこなっている。そのくせ、今の老人たちは火葬を怖がる傾向にあり、民族文化意識の変遷をたどるうえで興味ある現象だと言える。

山田勅之氏の講演は、20世紀末に麗江旧市街に位置する木府<sup>ぼくふ</sup>（ナシ族土司であった木氏が政務を執った建築群）が再建された様相に関して、歴史資料に照らし合わせて検討をおこなったものである。その結果、これは建物の配置や扁額などに関する歴史資料をほとんど無視した形で、中華王朝との密接性を強調するために捏造されたものと結論付けた。

また、木氏政権がチベット族居住地域など「辺境」に対する領土拡大は、木氏の自主的な政治権力の発揮として捉えず、中華王朝の後ろ盾があったから可能であったという、歴史的根拠を有しない語りがなされている。そこでは、漢族文化の優秀性、中華王朝の偉大さが強調され、中華王朝に仕える土司としての姿を、捏造された木府に象徴させた形でのテーマパークが作り出されたと結論付けた。つまり、木氏土司は中華の臣下であり、漢族文化の受容者であったことを誇張する一方、ナシ族政権の自立性を無視する行政側の恣意性がみられると指摘した。山田氏の講演はツーリズム研究に歴史的考察を導入することによって、現在の少数民族問題に対して鋭く切り込むものである。

(外国語学部教授)

# シルクロードの今—中国新疆の観光産業発展の動態

山田 勅之

「アッサラーム・アライクム」、「ワライコム・アッサラーム」。このイスラム圏共通の挨拶は、シルクロードの東の民・ウイグル族の間でも一般に通用している。

ウイグル族は中央アジア諸国の多くの主要民族と同様、イスラム教を信仰するトルコ系民族である。中国の西北部・新疆ウイグル自治区に集住し、新疆の全人口・約2159万人のうちウイグル族がおよそ1000万人を占め、漢族の人口（約842万人）を超える。このように少数民族が漢族の人口を上回るのは新疆とチベット自治区のみである。

11世紀ごろ新疆の地にイスラム教が伝播すると、その価値観が人々の生活、習慣に浸透して、独特の文化が育まれてきた。このような漢族の文化とは異なるウイグル族の文化はそれ自体、観光資源として価値が高く、以前から政府より観光開発の対象として重視されてきた。またウイグル族はチベット族、モンゴル族と並んで、過去に「国家を有した」記憶を持つ民族の一つで、しばしば独立運動が発生してきた。最近では2009年のウルムチ騒動が記憶に新しいところである。その原因の一つは内地から来た漢族が利益を独占、あるいは収奪している点にあると

言われている。果たしてその実情はいかなるものだろうか。

私は、平成23～25年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究「チベット、新疆、内モンゴル3自治区における観光産業発展の動態」の助成を得て、本年8月11日～24日にかけて、新疆ウイグル自治区を訪れた。訪れた町は区都ウルムチとカシュガル、ホータンの3都市で、調査対象は観光産業のうち土産屋、ホテル、旅行会社に絞って実施した。以下、ウルムチ、カシュガル、ホータンの順に土産屋を中心にその実情を報告したい。

ウルムチは新疆ウイグル自治区の政治経済の中心地で区都である。人口は約241万人、そのうちウイグル族は約31万、漢族は175万人で、区都とはいえ、ウイグル族が占める割合は全人口のおよそ17.7%にしかならない。市街地は南北に細長く、現在は跡形もないが、かつて城壁があった区域周辺（天山区）にウイグル族が集住しており、その区域に限ればウイグル族が占める人口の割合は41%となる。この地区の中心に、観光客相手の大型ショッピングモールとエンターテインメント施設を併せ持った二道橋市場と国際大バザールが建っている。このうち、団体観光



干し果物屋が立ち並ぶウルムチの国際大バザール



ウイグル民族舞踊（大蛇を使った演目）

客のバスの出入りが激しい国際大バザールを紹介したい。

国際大バザールは2003年6月に完成した。壁が焼き煉瓦風にまとめられ、イスラムの香を醸し出しており、観光気分を味わえる造りとなっている。3～4階建ての商業棟2棟とモスク風の建物1棟で構成されており、商業棟には主に民族衣装や新疆特産の干し果物屋、玉石屋といった土産物屋、及びウイグル民族舞踊を見せる劇場がある。土産屋の店主の民族は様々で、調査の限りではあるが、ウイグル族150軒、漢族106軒、回族38軒、パキスタン人3軒であった。他方、ウイグル民族舞踊は、食事（ウイグル料理でバイキング形式）をしながら見るもので、1日数回上演されている。私は19時からの部を見たが、踊り手は女性中心でその衣装は露出度の高いものであり、踊りの動きは激しい。また、大蛇を使った演目もあり、イスラム教を信奉するウイグル族の伝統的舞踊の披露というよりも、エンターテインメント性を強く意識したものに感じられた。劇場内部は数百人は入場できる広さがあり、当日はほぼ満席で、観客のほとんどは内地から来た漢族と思われる。どの上演でも同じ状況なのか、最初の挨拶こそ中国語と英語の2ヶ国語でなされていたが、演目の紹介は中国語のみであった。このような状況、及び2010年度実績で新疆を訪れた外国人観光客数が106万人なのに対し、中国国内観光客数が3038万人にのぼることも考え合わせると、舞踊の演出目的・対象は漢族の嗜好に基づくものと推測される。

次いでカシュガルを訪れた。カシュガルはウルムチからさらに西、パキスタンとの国境に近い町である。人口は約46万人、うちウイグル族が37万人、漢族が約8万人でウイグル族が人口のおよそ8割を占める。カシュガルはおおまかに南北で新旧市街地が分かれる。北側の旧市街地には新疆最大級のモスク・エイティガールを中心に職人街と呼ばれる商業地区が広がる。古のシルクロードの雰囲気を感じることができるため、多くの観光客がこの地区を訪れる。ここはウルムチの国際大バザールと異なり、ほとんどがウイグル族経営で、漢族経営は玉石屋の2軒のみであった。ただ、以前は職人街周辺にも民族衣装や布を売る店が狭い迷路状の市街地に犄め

きあってしたが、再開発のためほとんどなくなり、一部は郊外の中西アジア国際貿易市場と呼ばれる場所に移転している。

最後にホータンである。ホータンはカシュガルから南東に位置し、かつての西域南道上に位置する。人口は約29.5万人、うちウイグル族が約26万人、漢族は約3.5万人で、ウイグル族が人口に占める割合はカシュガルよりも高く、およそ88%である。また、この町を流れるホータン川は、玉を産出することで有名で、『漢書』に記載されるほど古くから中国に知られていた。そのため、町の新市街地には観光客相手の玉石屋が軒を連ねている。ところが、これら玉石屋のほとんどがホータンの人口の11%を占めるに過ぎない漢族によって経営されている。今回の調査においても、実数19軒全てが漢族経営であった。出身省別でみると、河南省9軒、湖南省・河北省・安徽省・ホータンそれぞれ2軒、山東省・黒竜江省それぞれ1軒で、どちらかという、沿岸部の経済発展地域というよりも、後発地域の出身者が多く、特に河南省出身者が突出して



ホータン新市街地に立ち並ぶ玉石屋

いる現状が見える。

以上、紙面の都合で調査の一部しか報告できなかったが、玉石販売のように漢族の独占が見られる一方で、カシュガルの職人街のようにウイグル族経営が保持されている地域も見られる。また、前述のウルムチのショッピングモールでも漢族が独占しているわけではなく、多数のウイグル族が商店を経営している。そこからウイグル族も発展の果実を手にするチャンスを持っているとさえ言えない。では、前述の問題の原因は、観光産業に限れば、あてはまらないのだろうか。この点については、後日検討することにした。（委嘱研究員）

# 「お先にどうぞ…」への違和感

姜 博久

政治の世界では、社会保障と税の一体改革が大きな焦点となっている。年金、医療、介護の制度がどうなっていくのか、国民全体の関心は大きい。だが、その中で課題ともなる障害者施策への関心はけっして高いとはいえないのではないか。おそらく大多数の市民の意識は、障害者に対する制度がどうなっていくのかという視線をもててはいないようだ。

一方で、障害者の施策の動きに視線を注いでいるものにとって、民主党の政権発足前から現在までの施策展開の目まぐるしさと、それに対する期待と不安は非常に強いものがあつた。とりわけ障害者自立支援法の成立と施行の経過、それとほぼ同時に国連で策定され加盟各国の批准が進んでいる障害者権利条約と、それに対応すべく展開してきた国内の施策動向への関心は非常に高い。

国連の障害者権利条約をまだ日本政府は批准してはいない。2006年12月13日に総会で決議されほぼ六年が経過しようとしている。2009年3月3日、ときの麻生自公政権は批准に向けた閣議決定を見送った。国内の障害者団体の多くが国内の法整備が何ら進む見通しもない中での拙速な批准に反対し、政権与党内部にもその声に配慮する姿勢があつたからだ。

その後、同年9月に民主党政権が成立し、新政権は内閣府の障害者制度改革推進本部のもとに制度改革推進会議を設置、多くの障害をもつ当事者が参画して新たな施策の方向について議論されることになった。これまでにない精力的な議論を経て、その会議からは、権利条約の批准に向けた施策実施に関する年次目標と二回にわたる施策全般の意見書が提出され、条約の重要な部分を規定内容として盛り込んだ改正障害者基本法が昨年八月に成立した。しかし、民主党が当初約束した障害者自立支援法の廃止は不完全なまま終わり、一部サービスの拡大や制度変更への検討を盛り込んだ障害者総合支援法の

成立にとどまった（ただ、この経過において、新法制定に向けて議論してきた総合福祉部会で、学者・研究者、障害当事者委員による全会一致の意見提起がなされたことの意義は大きいものがあつた）。そして衆議院も解散された現在、2013年の制定を目指して、新たに組織された障害者政策委員会のもとに移された差別禁止部会では障害者差別禁止法に向けた意見の取りまとめが進められている。

国連の障害者権利条約に日本の障害者団体の多くが期待したのは、社会的な障壁を含めた障害定義の変更、社会生活上必要な合理的配慮をしないことを差別とする規定、分け隔てられない障害児教育への制度変更、手話の言語としての認知、性差も含めた複合差別への対応等と、多様で幅広いものがある。だが、条約全体が訴える最大の目標は、条約の中に頻繁に登場する「他の者（非障害者）との平等を基礎として」との文言に明確に示されているように、障害者の社会生活の現状を非障害者と同等にしていくという認識とその実現である。

その条約の最大目標に視点を据えた場合、今回の国内法の整備に向けた動きは、大きな成果を生んだ部分とほとんど成果なく終わった部分がある。とくに、障害者の日々の社会生活を支える介助や住居、就労支援、日中活動のサービス等を定めた障害者自立支援法の内容がほとんど変わらないものに終わったことは非常に象徴的であつた。

そもそも日本の福祉施策のあり方は、高齢者に対する介護保険制度も含めて、サービスを必要とする人たち（高齢者や障害者など）の社会生活上の制約や障壁を除去して、その他の人たちとの生活上の格差をなくすことを目的として制度設計されてはいない。現在の施策の姿勢は、あくまでも「弱い立場にある人を多少とも助ける」ことを基本としているのだ。そもそも介護保険制度にしても、同居家族の介助が前提であ

り、家族なしの自立生活などできない制度である。まさに、日本の福祉施策は基本理念としても自助・共助・公助に沿った「弱者救済論的福祉構造」の域を出ておらず、障害者権利条約が求めている対等な社会生活を確保するという意味での「平等保障論的福祉構造」には到底なり得てはいないのだ（ここで「構造」としたのは、福祉制度の内容だけを意味するのではなく、そうした制度のあり方を支えている市民意識のありようも含めた社会全体のあり方から捉えたいとの意味である）。

ここで私は、日本の「弱者救済論的福祉構造」ということを考えたとき、日々の社会生活の中で障害者として経験している周囲の人たちからの対応の一コマに思い至る。それは、街中や駅舎でエレベーターに同乗した人たち、バスに乗り込むとき一緒に乗車しようとしている人たちの多くが、ほぼ無意識に車椅子の私にかけてくる「お先にどうぞ…」という対応である。

「お先にどうぞ…」このかけ声は至極何気ないものであり、誰もがかける言葉だ。しかし、日常的に「お先にどうぞ…」と頻繁に受けとっている側としては、妙な違和感を感じてしまうときがある。車椅子を利用している障害者だからということで親切に対応されているのはわかる。わかりつつも、その言葉をことあるごとに投げかけられると、「弱者」として扱われることの多い障害者としては、どことなく「弱者」の枠組みに誘われているような感覚に襲われるのだ。

それは思い込みすぎなのでは？ との反論が返ってきそうだ。だが、「お先にどうぞ…」という言葉には、困っている人に対する親切心が込められている一方で、とにかく先に譲っておくべきなのだという一種の思い込みが含まれてはいないだろうか。私が問いかけてみたいのは、その「何よりも譲るべきだ」としてなされる「お先にどうぞ…」の親切が、先に指摘した「弱者救済論的福祉施策構造」と重なってはいないかということなのだ。「お先にどうぞ…」の背後には「弱い立場の人には譲らなきゃ…」とか、「何でもいいから助けてあげなきゃ…」との何気ない思い込みが入り込んでいないだろうか。その何気ない思い込みは「弱者救済論的福祉施策」をもたらしている社会構造の価値観とどこかで

つながってはいないだろうか。

念のために申し添えておくが、私は「お先にどうぞ…」という親切心を余計なお世話だと言いたいのではない。人が人と円滑に関係を保つ上でそれは小さな潤滑油になる思いやりではある。だから、障害者に関わらず、「お先にどうぞ…」を止めてもらう必要はないだろう。ただ、振り返って欲しいのは、相手が「弱者」だからと闇雲に「お先にどうぞ…」と声をかけてはいないかということなのだ。相手を「弱者」としてかける「お先にどうぞ…」と、相手を対等な人としてかける「お先にどうぞ…」とは違う。日々の何気ないやり取りに対して自分が「障害者」の一人として「弱者」と認識されることの多い私は、ことあるごとの「お先にどうぞ…」に、人としての対等性を感じ取れないことが多々ある。

いまだにマスコミは障害者を取り上げるときに「障害を乗り越えて」とか「障害と闘う」という言葉で表現してくる。いつまで、そんな形容をするのだろうか。「障害」の「害」を「がい」と表記することで障害者への配慮をしたと思い込んでいる人たちといい、問題の所在がどこにあるのかをもう一度考えてみて欲しい。問題の方向は、そういう思い込みによる対応ではなく障害者をどう対等に認識した上で必要な対応や手立てを講じるかということなのだ。

「お先にどうぞ…」で「弱者」への慮りを示すだけではなく、いま目の前にいる障害者にどのような行為を提供すればその人自身のためになるのかと考え、「何をすればいいですか？」と声をかけてみる。単なる親切な行為であるよりも、その行為が相手にとって必要なものとなるように問いかけてみる。そういう、ちょっとした意識と行為の変化が相互に人として承認し合える状況をもたらすのではないか。「お先にどうぞ…」から「何をすればいいですか？」への意識と行為が変化するとき、日本の福祉構造のあり方も変わっているのではないか。そんなことを思ってみる今日この頃である。

（委嘱研究員）

# ドメスティック・バイオレンスを知ろう ～パートナーとの対等な関係を築くために～

宮前 千雅子

2012年9月28日、関西大学人権問題研究室と高槻市との共催事業として高槻市市民権大学講座が開催され、高槻市役所にて筆者が「ドメスティック・バイオレンスを知ろう～パートナーとの対等な関係を築くために」という演題で講演を行った。参加者は107名であった。高槻市人権まちづくり協会の藪重彦代表理事と人権問題研究室の石元清英室長の挨拶のあと、筆者の行った当日の講演内容を以下のとおり報告する。

## 1. ドメスティック・バイオレンス(デートDV含む)とは何か?

最近、よくストーカー事件が報道されています。一方的に好意を寄せられるというのではなく、いずれの事件も元交際相手からのつきまとい行為であり、10代、20代の若い世代が被害に遭っています。なかには殺人事件に発展しているものまであるのが実情です。しかし、お互いを尊重しあえるパートナー関係を築いたカップルであれば、いずれかが「別れる」という判断をした場合、話し合いを重ねることはあっても、つきまとい行為や暴力に訴えることはありません。そういう意味合いにおいても、ストーカー事件の多くはドメスティック・バイオレンス(以下、DV)の延長線上にあるということができそうです。

今、若い世代がDV的な関係性に陥ってしまっていることが多いのです。2008年に横浜市が高校生・大学生を対象に実施した調査においても、交際経験のある女子高校生の3割、女子大学生の4割が、DV被害に遭ったことがあると答えています。性行動の低年齢化や、携帯電話の普及などによってコミュニケーション・ツールが変化したこともあり、若者たちにとって相手の行動の監視・統制は容易です。DV防止法が成立して被害者支援の取り組みが広がったことは確かですが、恋人間のDVは対象になっておらず、課題は残されているといえるでしょう。

既婚者については内閣府の調査で、有配偶女性の3割がDV被害に遭っており、約23人に1人は命

の危険を感じたと答えています。また、男性も被害者になることがありますが、圧倒的多数は女性の被害であり、とくに命の危険性があるといった甚大な被害のほとんどは女性です。

ここでDVをきちんと定義したいと思います。よく、殴る、蹴るといった暴力行為をDVだと思っている方がいらっしゃるのですが、DVはそういった行為を指すではありません。殴る、蹴るといった身体的暴力、馬鹿にしたり無視するなどの精神的暴力、セックスを無理強いするなどの性的暴力、お金を渡さないといった経済的暴力などのさまざまな「力」を用いてパートナーを「支配すること」、それがDVなのです。

## 2. DVが引き起こすさまざまな問題

DVは被害者にさまざまな影響を及ぼします。長期に渡る身体的暴力は恐怖や不安を与えるだけでなく、被害者を無力感に陥れます。精神的暴力や性的暴力、経済的暴力も絡まり、また多くのケースにおいて、加害者は被害者の人間関係を統制することから友人関係なども絶たれて、孤立感が高まります。そのような状態が継続すると、被害者の自尊感情はどんどん奪われてしまい、第三者からは逃げるのが可能に見える状態であっても、被害に遭っている本人にとって、その「逃げる」という行動を選択することすら非常に困難になるのです。

また、カップルの間に子どもがいる場合、DVは、子どもにも大きな影響を与えます。加害者からの暴力や被害者からの暴力など、直接的な暴力被害を受けている場合は身体的にダメージを受けます。また両親の間で振るわれる暴力を目撃すること自体、精神的なダメージが大きいですし、そういった環境では親からの養育が保障されていないことも多いのです。子どもはいつも緊張状態に置かれ、安心して成長することが困難になります。2004年に改正された児童虐待防止法にも、DV家庭で育つことができることは「心理的虐待」とであると明記されました。

このように見てくると、DVが壊すものは単に被害者の生活や人生や尊厳だけではなく、家族や友人関係、そしてコミュニティにおける人間関係も壊すことになってしまいます。

### 3. DVの原因は？

DV加害者の声を見ると、「自分（男）がパートナー（女）を教育して当たり前」「男である自分を中心に」という、男性を主とし、女性を従とするジェンダー意識の強いことがわかります。また、「相手をたたいて教えてもいい」というように、暴力を用いることを容認する感覚もあります。そして、「恋人であればどんな要求も受け入れて当然」というように、カップル単位、家族単位の恋愛観が見うけられます。

男性雑誌を見ると、若い女性の写真で溢れています。ジェンダー意識はテレビや雑誌で、日々再生産されています。また性的に過激な描写がされたビデオやゲームが市販されるなど、日本社会自体が暴力を容認する感覚が強いと言えるでしょう。実際にそれらを真似て犯罪行為に走る少年も少なくないと報道されています。

性暴力に関して付け加えると、性暴力被害者を非難する声がまだまだ強いのが現状です。たとえば夜遅くに路上でひたたく被害に遭うと同情されるのに、痴漢の被害に遭うと、「なぜそんな時間に出歩いていた…」と被害者が非難されてしまうのです。男性を挑発した女性にも責任がある、という理屈です。その背景には、性行動に関して男性は能動的だが女性は受動的である、と男女で異なる基準が用いられる「性の二重基準」があり、それは買春の問題においても、売る女性に厳しく買う男性に甘いということにつながっており、非常に問題です。

カップル単位の恋愛観については、伊田広行さんの書かれた『デートDVと恋愛』（大月書店、2011年）が非常に参考になります。若い学生たちと話をしても、たとえば携帯のメールチェックを「愛されている」ことの証ととらえるなど、束縛を当然視し、相手を愛することを相手を所有することだと認識している人が少なくないと実感しています。また結婚するのは「当たり前」、夫婦（カップル）は一心同体であり、夫（男）が妻（女）を守り、妻が夫を支えるという、従来の恋愛観、家族観もまだまだ強いといえます。

以上のDVの原因を探っていくと、DVは個人の問題ではなく、社会全体で取り組む必要のある課題だということができるのではないのでしょうか。

### 4. パートナーとの対等な関係を築くために

もし、みなさんがDV被害に遭っている人を見かけられたり、相談を受けたりされることがあったなら、ぜひ、その方の話を聴いてください。ただし決して被害者を責めないでください。そして、「あなたは暴力を振るわれるに値しない、尊厳ある人であること」、そして「一人ではないこと」と「助けを求めてもいいこと」を伝えてください。配偶者暴力相談支援センターや警察、男女共同参画センター、各地のNPOの電話相談など、DV被害の相談窓口が地元の自治体に必ず存在しますので、それらの情報も伝えてください。

最後にパートナーとの対等な関係について考えてみましょう。DVとは力を用いてパートナーを支配することだとお伝えしました。支配とは「思いどおりにすること」です。CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を日本に伝えられた森田ゆりさんも著書に書いておられるように、暴力は（差別もそうだと思いますが）、人間を恐怖や不安に陥れ、無力感を与え、行動の選択肢を奪います。実はCAPで提唱される3要素、「安心」「自信」「自由」は、その正反対の概念になるのです。パートナーが安心できる、自信を持てる、自由に選択できる、そのような関係性を築いていくことが、対等な関係性につながります（『エンパワメントと人権』（解放出版社、1998年）、『ドメスティック・バイオレンス-愛が暴力に変わる時』（小学館文庫、2007年））。

今、日本でも、NPOを中心に若い世代を対象にしたDVの防止教育が少しずつ始められています。DVを正しく理解することは、パートナーだけでなく他者との対等な関係性を学ぶことにつながり、人権教育の基本にもなりうるのではないかと、そういう意味においても、とくに若者たちがどんどんDVについて学んでいく必要があるのではないのでしょうか。

DVをなくすことは個人の課題ではなく社会の課題です。DVをなくすことは地域や共同体に安心をもたらす、断ち切られた人間どうしのつながりの再構築にもつながります。身近な関係性の中で暴力を振るわないことは、あらゆる暴力を許さない社会づくりにつながるはずで

（委嘱研究員）

## 新研究員紹介



### 野口メアリー

本年度より、人権問題研究室ジェンダー研究班に参加させていただくことになりました。2008年度より本学文学部に着任し、英米文学英語学専修で「日英語比較論」や「英語学研究」などの科目を担当しています。専門は社会言語学です。

私が大学で勉強していた頃はベトナム戦争の最中でしたし、アメリカの女性解放運動の初期の段階でもありましたので、その時から平和作りとジェンダーの問題に関心がありました。特に、「真の平和」は何かについて深く考えるようになりました。ただ単に戦争をなくすだけでなく、本当の平和を実現するために、すべての人々の間に和合(調和)がなければなりません。しかし、和合を築くためには、共同体に正義が不可欠です。「正義」の定義は難しいかも知れませんが、まずすべての差別をなくさなければ正義はなりたたない、と言えるでしょう。そこで私は自分の研究、授業や生活の中に、人種、性別、職業、教育などと関係なく、すべての人

間を尊重し、すべての人間の権利を大切にするように努めてきました。

これまでの研究は主に二つの分野に分かれます。まず、バイリンガリズムについて研究してきましたが、特に在日朝鮮韓国人を始め日本に在住している少数民族、帰国子女、いわゆる「ハーフ」などの言語教育とアイデンティティや権利をテーマにしました。一方、女性の権利やジェンダーと言語の問題も扱ってきました。

教員として、「世界市民」の意識を学生に育てようとしています。英語の授業のテーマに、人権、平和、ジェンダー、生活の中での道徳的な選択などを積極的に取り入れました。また、私生活では、まず自分の心を磨くことを目指していますが、同時に、地域の子どもにも道徳教育も提供しています。将来、平和な社会を築くために、子どもの頃から多様性の中の和合を大事にし、偏見をもたない子ども達を育てることは鍵だと思っています。

今後も、国籍、民族、使用言語、性別などに関係なく、あらゆる人間が平等で積極的に社会に参加できるような社会作りを研究し続けたいと思っています。  
(文学部教授)



## 人権問題研究室研究学習会 (2012年4月～2013年1月)

開催日	テーマ	講師	会場
4月13日(金)	「災害とジェンダー」～阪神の教訓は活かされたのか?	正井 禮子 (ウイメンズネット・こうべ代表)	人権問題研究室
5月11日(金)	障害者権利条約と日本における障害者施策のゆくえ ～“お先にどうぞ” v.s. “どうしたらいいですか”～	姜 博久 (委嘱研究員)	人権問題研究室
6月8日(金)	外国人学校制度の創設を! ～朝鮮学校の内実を通して～	梁 永厚 (元委嘱研究員)	人権問題研究室
7月13日(金)	隠さず、ほかさず、ごまかさず -〈今、ここ〉の差別問題を考える	森島 吉美 (広島修道大学 人文学部教授)	人権問題研究室
10月12日(金)	人権で読み解く皇族問題 -お世継ぎ、男系男子維持、女性宮家創設などなど-	石元 清英 (社会学部教授)	人権問題研究室
11月9日(金)	水俣病の教訓と今後の課題：医学的側面に着目して	頼藤 貴志 (岡山大学准教授)	人権問題研究室
12月14日(金)	人権教育に基盤を置いたシティズンシップ教育	若槻 健 (文学部准教授)	人権問題研究室
1月11日(金)	ハインリッヒ・ツイレの風刺画に描かれた「第5階級」の人びと	佐藤 裕子 (文学部教授)	人権問題研究室

## 関西大学高槻市民人権講座

開催日	テーマ	講師	会場
9月28日(金)	女性の人権： ドメスティック・バイオレンスを知ろう! ～パートナーとの対等な関係を築くために～	宮前 千雅子 (委嘱研究員)	高槻市役所 本館6階 大集会室

### 編集後記

12月16日に衆議院の総選挙があり、自民党が過半数の議席を占めた。世論調査では支持政党がないというのが4割を超え、自民党支持も3割台であったという。小選挙区制度は、日本に二大政党をうみだし、政権交代が容易にするためであったと記憶するが、今回の選挙結果は、自民党以外は少数政党の乱立という状態であった。

気になるのは、自民党を中心とする連立政権が誕生すれば、改憲に必要な議席の3分の2を越える可能性があるということである。憲法9条以外にも、基本的人権の箇条に関しても改憲

案があると側聞する。

支持政党なしの民意がないがしろにされ、改憲論議が始まるとすれば、問題を残すと思う。

(吉田 徳夫)

関西大学人権問題研究室室報 第50号  
2013年1月10日発行  
発行/関西大学人権問題研究室  
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号  
電話 (06) 6368-1182  
FAX (06) 6368-0081  
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

